

令和5年 多賀町議会12月第4回定例会会議録

令和5年12月1日（金） 午前9時27分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	菅 森 照雄 君
2番	清 水 登久子 君	8番	富 永 勉 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武史 君
4番	木 下 茂樹 君	10番	山 口 久男 君
5番	川 岸 真喜 君	11番	大 橋 富造 君
6番	竹 内 薫 君	12番	松 居 亘 君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長	林 優 子 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会 計 管 理 者	岡 田 伊 久 人 君	学校教育課長	伊 東 瑞 江 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	谷 川 嘉 崇 君
総 務 課 長	本 多 正 浩 君	生涯学習課長	竹 田 幸 司 君
税 務 住 民 課 長	小 菅 俊 二 君	監 査 委 員	寺 西 久 和 君

◎議会事務局

事 務 局 長 大 岡 まゆみ 書 記 渡 邊 美 和

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定（12月1日～19日 19日間）
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 総務常任委員長報告
日程第6 産業建設常任委員長報告
日程第7 議案第107号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第8	議案第108号	多賀町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第109号	多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第110号	令和5年度多賀町一般会計補正予算（第8号）について
日程第11	議案第111号	令和5年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第12	議案第112号	令和5年度多賀町育英事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第13	議案第113号	令和5年度多賀町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第14	議案第114号	令和5年度多賀町下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第15	発議第2号	多賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第16	発議第3号	多賀町議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第17	発議第4号	多賀町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

(開会 午前 9時27分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和5年12月第4回多賀町議会定例会を開会いたします。

○議長(松居亘君) 本定例会に町長より提出されました案件は、議案8件であります。また、議会より提出いたしました案件は、発議3件であります。
なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

(開議 午前 9時27分)

○議長(松居亘君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、
10番 山口久男議員 11番 大橋富造議員
を指名いたします。

○議長(松居亘君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、去る11月24日開催の議会運営委員会において、本日12月1日から19日までの19日間に決定していただいておりますので、そのようにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長(松居亘君) 異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は本日から19日までの19日間に決定しました。

○議長(松居亘君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。
次の4点について報告をいたします。
1点目は、10月12日の第3回臨時会において可決いたしました彦根警察署大滝警察官駐在所の存続を求める意見書については、滋賀県知事および滋賀県警察本部長へ提出いたしました。
第2点目は、陳情については、お手元に配布しております陳情文書表のとおり、陳情1件を受理しました。
第3点目は、9月、10月に実施された出納検査、定期監査の結果については、お手元に配布しておりますとおり報告がありました。
第4点目は、議員派遣については、お手元に配布しております報告書のとおり、議員

派遣を行いました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 本日、令和5年12月第4回多賀町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年も早いもので師走となりました。新型コロナウイルス感染症は5月に5類となり、家庭、学校、地域など、多賀町内のあらゆる場面で、ようやくコロナ前の状態に戻ってきていると実感しているところであります。多賀ふるさと楽市や町民のつどいにおいては、コロナ前の人数には及ばないにしても多くの町民の皆様にご参加いただきました。今後も町民の皆様とともに多賀町を盛り上げ、元気にしてまいりたいと思っております。

一方で、長引く物価高騰が住民の皆様の暮らしに大きな影響を及ぼしております。この対応につきましては、国の動向に合わせ、迅速かつ適切に対応し、住民の皆様の暮らしをしっかりと支えてまいります。

また、来年4月以降の大滝駐在所の体制確保につきましては、去る11月6日、松居議長とともに知事、県議長、県警本部長に要望書、意見書を提出するとともに、本町の状況を説明してまいりました。要望につきましては十分理解していただいたと思いきし、要望に応じた取組がなされるものと期待しております。

さて、本定例会に提出をいたしました議案は、条例案件3件、令和5年度一般会計および特別会計補正予算案5件、合わせて8件でございます。いずれも重要な議案でございますので、慎重なご審議、適切にご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、主要施策の実施状況ならびに最近の行政についてご報告を申し上げます。

まず、企画課所管の（仮称）結いの森公園整備であります。造成工事は年度末までに全て完了できる見込みであります。造園工事につきましては、せせらぎ水路および芝生、樹木の植栽は完了し、芝生の生育も順調に進んでおります。遊具工事につきましては、現在、詳細設計がまとまり、遊具の製造に着手しております。詳細につきましては、本会期中にご報告をさせていただきます。

次に、税務住民課所管であります。マイナンバーカードにつきましては、現時点の所有件数は5,957件、80.1%となりました。引き続き、カードの普及促進と丁寧な対応に努めてまいります。

福祉保健課所管では、新型コロナウイルス接種について、秋接種として12歳以上の

対象者について、10月から2か月間かけて計15回の集団接種を終えました。接種率は11月末現在、県内で最も高く35.6%となっております。12月以降も、3月まで毎月1回の接種日を計画しております。

次に、健康増進の取組として、特定健診および総合健診が終了したことから、現在、受診者全員を対象に健診結果説明会を開催し、生活習慣の改善が必要な方々への支援を実施しているところであります。また、令和6年度からの第9期介護保険事業計画をはじめ、第3期多賀町地域福祉計画および第6期障害福祉計画の策定につきましても、順次策定作業を進めているところであります。みんなの絆で支え合う安心とぬくもりある福祉のまちの実現に向け、しっかりと取り組んでまいります。

次に、産業環境課所管であります。農業関係では、今後の地域の農業の在り方と農地利用に向けた地域計画の策定に向け、町内8集落で説明会を開催し、各集落の農業の現状や課題、目指すべき方針について話し合いました。令和7年度末までに各集落に沿った地域計画の策定ができるよう県、JA、農業委員会と連携を図り協議を進めてまいります。

獣害対策では、川相周辺に生息していますニホンザルの個体数調整の実施に向け、手続を進めております。県の承認が得られ次第、捕獲に向け本格的に動き出す予定であります。

観光では、秋季イベントを予定どおり終えることができました。ライトアップ事業では、これまでの3社でのライトアップに加え、新たに河内の風穴での地底あかりを実施しました。日没からだけでなく、日中のライトアップもお楽しみいただき、滞在時間の延長等、本町の観光需要の回復に向け、新たな取組ができたと考えております。今後も関係機関と連携し、さらなる誘客につなげていければと考えております。

次に、地域整備課所管であります。本日より始まります町道の除雪についてであります。町職員での直営班および業者14社への委託に加え、4集落での集落除雪により、万全を期したいと考えております。通勤、通学はもとより地域生活への影響を最小限とするため、官民一体となって迅速かつ効率的な除雪に取り組んでまいります。

最後に教育委員会、教育総務課、学校教育課所管におきましては、各校園での校外学習をはじめ、様々な体験を通して実感を伴う教育活動を進め、子どもたちの学びをさらに深めているところであります。11月22日から26日にかけては、本年度で16回目となります豊かな言の葉書道展を多賀結いの森で開催しました。町内外の小中学校23校から計517点の応募があり、多くの方々に観覧を頂きました。

また、久徳うぐいすこども園における駐車場および園庭整備につきましては、来年1月中旬を工期末とし、順調に工事を進めているところであります。引き続き、安全管理に留意し、園児はもとより、保護者や地域から喜ばれる園づくりに努めてまいります。

生涯学習課所管では、11月12日に開催しました多賀町民のつどいにおいて、スポーツ活動等で著しく活躍されました13名の方に顕彰を受けていただくとともに、児童

文学作家の今西乃子先生にお越しいただき、命をテーマにご講演を頂きました。

また、図書館では、今年会館25周年を迎えたことから、色々と工夫しながら周年事業を開催しております。直近では、「素敵な出会い～人をつなぐ本の魅力～」と題し、多賀中学校の生徒たち200人が推薦する本を紹介するコーナーを設けました。今後も学校活動を地域の方々に知っていただく機会や学校との連携事業を積極的に進めてまいります。

以上、12月議会定例会の開会に当たり、行政の近況についてご報告を申し上げます。

なお、本日提案をさせていただきます議案につきましては、時間の関係上、説明を割愛させていただきますが、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） これで行政報告を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第5 「総務常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

9番、川添武史総務常任委員長。

〔総務常任委員長 川添武史君 登壇〕

○総務常任委員長（川添武史君） 総務常任委員会は、令和5年11月14日9時から11時半まで、委員会室において四手地先の災害備蓄倉庫の現地視察をはじめ、委員全員と執行者側より町長、副町長、総務課長、金田課長補佐、上野係長、清水係長の出席を求め質疑を行いましたので、その結果を会議規則の規定により報告をいたします。また、参考人として監査法人であります株式会社カウンティコンサルティングの広瀬浩志氏から令和3年度財務諸表についての説明を頂き、質疑を行いました。

令和3年度末の多賀町の資産は一般会計で資産175億円、負債は61億円、純資産は114億円、全体会計というのは、多賀町の特別会計と事業会計を含む予算でありまして、それでは、トータルは資産で294億円、負債で147億円、純資産は147億円である。また、連結会計、これは彦根市、豊郷、甲良等近隣市町と共同で事業を行っています斎場、ごみ処理問題の会計を含む合計といたしまして、資産は305億円、負債は148億円、純資産は157億円となっております。町民1人当たりの連結会計の令和3年度末の資産および負債は、資産で固定資産が385万、流動資産が40万円で425万円、負債は206万円、そのうちの借金は147万円で、純資産は多賀町民1人当たり219万円であるということは、説明を受けました。

また、令和2年度との比較からいきますと、純資産の変動は、一般会計で2億円の増、全体会計で3億円の増、連結会計では4億円増となっているということがありました。一般会計の主なものとしましては、スマートインターチェンジの用地買収、また、第3

放課後児童クラブの建設、町道整備、霜ヶ原の橋梁改修、また、林業関係のパワーシャベルなどの購入費が増えております。

また、行政コスト、これは人件費、物件費、補助金などで、連結決算で69億円、町民1人当たりの経費は96万円となっております。そのように説明を受けました。

その後、主な質疑を報告いたします。現況の状態でも大丈夫かという質問に対しまして、歳出の見直し、歳入確保を行革で見直す必要がある。また、下水道、上水道、特に農業集落排水事業は問題である。地理的な条件もあり、うまくコンパクトにしていけると良いと思うと答弁がありました。

また、山間地域の過疎化が進むと予想されますが、山間地域に住む住民にも、同様のサービス提供が必要となってくる。下水道については、合併浄化槽の方がコスト的に安くなると思うがという質問に対しまして、条件にもよるが、合併浄化槽での対応した方が安く上がる場合が多い。ただ、住民の声も大事であると答弁がありました。

住民1人当たりの資産が多いのが良いのか。または、低い方が良いのかという質問に対しまして、資産が多い方が住民サービスは高い。今後、人口が減少していく。資産が多いと維持費用が高くなる。建物を建てることは勧められない。資産が少ないほど将来健全であると思われると答弁がありました。

平成の合併で、合併しなかった方がよかったのか、またはした方がよかったのかの問いに対しましては、財政面では、合併で合理化され、コスト面ではよかった。また、会計上も合併特例債もあり、合理化が進んでいてよかったと思うと答弁がありました。

続きまして、消防費の交付税の推移と、彦根市に委託している常備消防費の推移、消防、防災体制について課長の説明を受け、質疑を行いました。

消防費の交付税は、令和3年度から大体2億円程度、一般会計の消防費としては、大体1,750万から、令和5年度の予算は2,000万円となっております。特に彦根市消防は、本署の関係で、多賀町は10.73%の負担割合をしているということで、令和5年度予算は1億5,638万円となっております。非常備消防は、令和5年度で1,873万円。特に、消火栓の維持に1,156万円と、ポンプは令和4年度は木曾、グリーンヒル、また5年度は月之木に新調をしております。災害対策費といたしまして、豪雪の屋根瓦の補修等に1,280万円、また令和4年度は1,750万円となっております。

また、災害対策本部は、本部長を町長、副本部長を副町長、教育長など、全部で72名、正職員の数の約6割強の方が、対策本部の体制をつくれるということになっております。

また、多賀町の消防団組織は、平地地区で3班、大滝地区、佐目地区で各一班で、5班で組織をされています。定員は60名ですが、現在は54名であります。自警団組織は、44自治区で460人、婦人消防隊は3集落で44人と説明を受けました。また、防災物資、備蓄食料品などの資機材は、備蓄材の目標数の根拠は、鈴鹿西

縁断層帯地震の想定避難者数2,800人としていると説明を受けました。

それに対する備蓄品は、毛布は、各避難拠点避難場所に2,150枚、備蓄用乾パンは5,700食、アルファ米690食、ウォーターパック6リットル入りを2,600袋、原子力災害用の安定ヨウ素剤ゼリー、丸薬など1万7,000包、また簡易トイレ8,800個、そのほかテント、簡易ベッド、クッションマット、パーティションテントなどを保有していると説明がありました。

主な質疑は、各消防詰所にインターネット環境の整備が必要と思うかの質問に対しまして、予算の問題もあるが検討をしたいと答弁がありました。

予想避難者が2,800人、避難所が12か所、平均すると200人になるが、収容できるのかという問いに対しましては、計算上は収容できる。1人当たりの場所は2㎡で計算をしていると答弁がありました。

また、避難所ではプライバシーの問題が多いが、対応はできているのかという質問に対しまして、間仕切りテント、パーティションテント2名収容が157個あると答弁がありました。

また、備蓄品は全て四手地区の備蓄倉庫にあるのかの問いに対しましては、毛布は各避難所に配布している。安定ヨウ素剤は役場、各教育施設に配布している。備蓄食料など、乾パン、水および資機材は全て四手の備蓄倉庫にあると答弁がありました。

また、各集落の自警団組織はいろいろだが、町からの働きかけはという問いに対しましては、自警団は自治組織なので、町からの指示指導は越権行為になる。各集落にお願いするしかないとの答弁がありました。

また、AEDは各集落の集会場にありますが、土日、夜間は閉館している。難しいと思うが、検討はの問いに対しまして、今後、対応を検討すると答弁がありました。

以上で、閉会中の総務課に係る調査結果の報告を終わります。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第6 「産業建設常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

10番、山口久男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 山口久男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（山口久男君） 閉会中における産業建設常任委員会の所管事務調査報告を行います。

11月21日午後1時30分より、委員全員と議長、執行者側より町長、副町長、飯尾産業環境課長、野口産業環境課長補佐、地域おこし協力隊の竹廣直久さん、そして野村企画課長、藤本企画課係長の出席を求め、委員会を開きました。

まず最初に、産業環境課に関する事項で、多賀町地域おこし協力隊の活動についてであります。

活動開始時期は令和5年4月1日からで、活動場所は主に多賀森林循環事業協同組合（小林製材所敷地内）、また多賀町原木土場である。

活動内容は、多賀町森林循環事業協同組合における事務作業、製品開発とその他業務、多賀森林環境事業協同組合の運営委員会の資料作成業務などの運營業務全般および多賀原木土場における原木仕分け作業である。

商品開発について、小林製材所において、木製看板、トロフィー、木製名刺入れ、木製表彰状、お皿などを作成している。また、木製ハウスや格子耐力壁をびわこ材流通推進課が実施する森の資源研究開発事業を使い、開発を行い、製品化を目指している。

原木土場の作業では、グラップル等を使い、びわこ東部森林組合、大滝山林組合が切り出した原木の仕分け、寸検作業や土場の整理などを行っている。

資格取得については、フォークリフト運転技能講習、グラップルを使用するための伐採等機械運転業務特別教育、大型自動4輪、狩猟免許を取得した。研修、勉強会として、滋賀県木造建築セミナー、森林経営管理リーダー育成研修を受けた。

今後の展望として、境界明確化や災害対策、地球温暖化など環境問題、林業の課題解決に向けて、仕事の幅を広げていきたいとの説明を地域おこし協力隊の竹廣さんより説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、質疑の主なものを申し上げます。商品の販路についての質疑に対し、観光協会や高取山チェーンソークラブ、また、感謝状は生涯学習課のモルック大会で納品させてもらった。今は観光協会に多賀結いちゃんキーホルダーを頼まれている。着々と販路は開拓できているかと思っているが、もう少し収入に結びつけなくてはと思っているとの答弁がありました。

次に、多賀町での今後の活動についての考えはどうかとの質疑に対し、製材を行って製品を作り、販路を開拓していきたい。売るだけでは木材も限られているので、利益を森に還元していくという流れをつくっていきたいとの答弁がありました。そして、山全体を良くしていきたいと考えている。今、木の価格が安いので、山主さんが喜んで手入れできる状況ではない。補助金などの支援がないと厳しい。その辺の整理をしていかないと、山を発展させることは難しい。多賀町は8割が山です。今後はそこを回していくシステムを考えていかないと、作業として尻すぼみになってしまいます。そうすると、やはり獣害の問題や山崩れ、土砂崩れなど、山の環境が悪くなってしまいます。その辺の課題解決を見据え、今後の3年間は進めていきたいと思っております。

また、多賀町の林業の課題も含め、将来展望についての考えはどうかとの質疑に対し、多賀町は住んでいて良いバランスであると思う。特に自然に囲まれた田舎で生活をしたが都会を捨てきれないような人にとって良い環境である。働く場所があることをPRすれば、多賀町に興味を持つ人もいるかもしれない。私は永久就職先として考え

ていますし、多賀町森林循環協同組合を育てていきたいと思います。滋賀県飛騨市や岡山県西粟倉村など、林業の先進地を見に行き、情報を得て、多賀町でもそれを生かせるように模索していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

次に、企画課に関する事項についてです。（仮称）結いの森公園の整備事業の進捗状況および公園管理、運営について説明を受けました。造園工事では、株式会社宝山園と11月末までの工期としていたが、公園入り口に設置するサイン、看板の納品が12月中旬となるため、12月下旬までの工期延長までの申出を受けている。納品の遅れは、町よりデザインの修正を何度かお願いしたことから製造発注の遅れをきたし、工期延長の申出を受けている。他の工事については、計画工程どおり11月末までに完了することを確認していると。造成工事では、トイレなどの設置に伴う建築確認許可申請において滋賀県より指示、指導を受けており、工期を令和6年3月まで延長せざるを得ない事態となっていると。

公園の管理運営についてです。多賀町都市公園管理運営業務仕様書の素案についてです。公園の管理運営については指定管理で行い、指定管理者が履行する管理運営業務の仕様の素案について説明を受けました。素案では総則、指定管理施設は結いの森公園、維持管理業務は施設管理や植栽類の管理、管理運営業務は利用案内や日常管理など、業務履行は、経理管理や施設の維持補修や光熱水費などの経費負担を仕様書に記載するものです。

以上の説明を受け、以下、質疑を行いました。

質疑の主なものを申し上げます。仕様書はどこかを参考にしたのかとの質疑に対し、インターネット上に公開されている彦根市や恵庭市などの資料を参考にし、多賀公園や四手公園の指定管理の仕様書も含めて、必要事項を追加するなどして作成している状況ですとの答弁がありました。

公園についての使用料はどのように設定するのか。管理に係るコストはどうかとの質疑に対し、使用料に関しましては、多賀公園、四手公園と考えは同じになっていると思っています。管理に係るコストについては、町からの指定管理料で賄うこととなります。指定管理者の自主事業による多少の収益があれば、一部そういったところも維持管理の充実に充てていただける可能性はあるというふうに思っております。当初に関しては、ほぼ全額を町の指定管理料で賄っていただくことになると思いますとの答弁がありました。

公園管理運営について、指定管理と直営管理の双方について比較検討された結果はどうかとの質疑に対し、中央公民館での管理、企画課での管理、公民館と公園を一体としての指定管理という方法も検討してまいりました。教育委員会とも協議を重ねてまいりましたが、公園の直営管理となりますと、公園の面積を維持管理し続けるというのは、現有職員の配置では難しいということであり、指定管理による管理運営と判断した。その上で、専門業者による指定管理が最適ではないかとの結論に至っておりますとの答

弁がありました。

その他、委員より公園における安全性確保についての展望や意見も出されました。質疑の後、公園の進捗状況の確認のため、現地視察を行いました。

以上で、閉会中における産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（松居亘君） ただいまの報告の中で、滋賀県飛騨市と報告がございましたが、岐阜県飛騨市と訂正させていただきます。

これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第7 「議案第107号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第107号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。

本条例は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令が令和5年7月20日に公布され、令和6年1月1日より国民健康保険に加入している出産被保険者の産前産後期間、単胎妊娠は出産予定月の前月から4か月間相当分、多胎妊娠は出産予定月の3か月前から6か月間相当分の所得割額と均等割額を免除することに伴い、改正するものでございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

第23条第3項は、国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額、介護納付金課税額、後期高齢者支援金等課税額の所得割額および被保険者均等割額の減額について規定するものです。

2ページの第24条の3は、産前産後期間の減額に係る届出について規定するものでございます。

付則につきましては、令和6年1月1日から施行し、適用区分を規定しているものでございます。

多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第107号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第8 「議案第108号 多賀町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第108号 多賀町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。

本条例は令和6年4月から開始されます滋賀県福祉医療費助成制度の拡充（子ども、精神障害者に係る助成の拡充）に伴い改正するものでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。

第1条は、助成対象者の拡充のため、「乳幼児、重度心身障害者（児）」を「子ども、重度障害者（児）」に改正するものです。

第2条第1号は、高校生等を助成対象とするため、乳幼児と高校生等を「子ども」とし、それぞれを年齢により定義するため、「乳幼児」と「子ども」に改正するものです。

第2条第2号は、助成対象となる障がい者に精神障がい者を追加することから、精神障がい者を含む用語とする「重度心身障害者（児）」を「重度障害者（児）」に改正するものです。

第2条第2号ウは、「重度障害者（児）」の定義に精神障害者福祉手帳1級所持者を規定するものです。

第2条第2号エは、「重度障害者（児）」の定義において、身体者障害者手帳3級と精神障害者保健福祉手帳2級など複数の障がいに該当することで助成対象者となる場合の要件を規定するものです。

第2条第2号オは、号の細分を追加したことによるずれに伴い、改正するものです。

第2条第9号、第2条第10号、第2条の2、第3条第2項第1号、第3条第4項、第4条第1項、第7条第1項、第8条第2項、第8条第3項、別表は定義の改正により、「乳幼児」を「子ども」に、「重度心身障害者（児）」を「重度障害者（児）」に改正す

るものです。

なお、本町は義務教育修了から満18歳到達の年度末までにある者については、自己負担なしで考えておりますので、別表に規定の各助成対象者に係る自己負担金の欄に加えないものとするものでございます。

付則につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

多賀町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第108号 多賀町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第9 「議案第109号 多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 「議案第109号 多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書6ページをご覧ください。

本条例は、令和5年9月16日付で特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第15条第1項第2号につきましては、認定こども園法第3条第11項が第10項に繰り上がったことを受け、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準において、同条項の引用部分の改正が行われ

たため、当該基準を引用する規定中の「同条第11項」を「同条第10項」に改めるものでございます。

また、第36条第3項につきましては、当該基準中の規定の不備を補正するための改正がなされたことを受け、同基準を引用する条文を改めるものでございます。

付則につきましては、公布の日から施行するものです。

説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第109号 多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第10 「議案第110号 令和5年度多賀町一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 「議案第110号 令和5年度多賀町一般会計補正予算（第8号）」につきましてご説明申し上げます。

今回お願いをします補正予算案は、7ページ、第1条にありますように、既定の歳入歳出予算の総額に1億731万3,000円を追加し、結果、歳入歳出それぞれ54億4,345万8,000円とするものでございます。

また、第2条では債務負担行為の補正でありまして、第3条では地方債の補正をお願いをいたしております。補正の主な内容でございますが、9月の補正予算以降、新たな行政需要に対応していくためのものと、中でも大きな予算額は国の総合経済対策による住民税非課税世帯等の臨時給付金と障害者自立支援給付費の補正でございます。

それでは11ページの第2表債務負担行為の補正につきましては、多賀ささゆり保育園および大滝たきのみやこども園の給食調理業務の民間委託事業でありまして、人件費、

食材費など直接的な調理経費の委託費であります。令和7年度までの2か年間における債務の限度額を定めております。

12ページは地方債の変更でありまして、県の内示額あるいは県営事業の負担金に合わせて起債額の調整を図ったものでございます。後ほどご説明申し上げます。

それでは、15ページの歳入から主なもののみご説明申し上げます。

50款の国庫支出金でございますが、障がい福祉における介護給付費の負担金や個人番号カードへの付記にも対応する住民票振り仮名表示システムの改修費補助あるいは非課税世帯への臨時給付金の交付金など総額にして5,600万7,000円の受入れでございます。

次のページ、55款の県支出金では、国庫支出金と同様の事業での県負担分と獣害駆除費の受入れなど、県支出金では767万8,000円の追加計上でございます。

次に、75款繰越金は、今回の補正の財源として5,342万8,000円を充当しております。

85款町債につきましては、40目の公共事業債で県営の急傾斜地崩壊対策事業への町負担金でありまして、4か所の事業費の精査により算出された負担金に対し、充当率90%を乗じた額との差額50万円の減額と社会資本整備総合交付金事業では町道岡山団地神田線の通学路整備事業と多賀高宮線の舗装事業でありまして県内示額に合わせて充当率90%で調整しての差額1,160万円の減額でございます。

一般単独事業債は、県営の道路改良事業6か所の負担金でありまして事業費精査により算出された負担額に対し90%の充当率で乗じた額の差額230万円の増額であります。

続きまして、18ページからの歳出についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、10款の総務費でございますが、総合経済対策での住民税非課税世帯への臨時特別給付金の事業でありまして、事務費と合わせて5,095万円を計上し、710世帯分を対象としております。

また、個人番号カードへの対応にも向けて住民票振り仮名表記のシステム改修費に補助金と同額の631万1,000円を計上しております。総務費、総額で5,772万3,000円をお願いするものでございます。

次に、15款の民生費ですが、障がい者自立支援では、次年度の介護報酬の改定に対応するシステムの改修費や給付費の追加、あるいは八重練に建設される障がい者グループホームの建設補助、また福祉医療費助成制度の拡充に対応するシステム改修費を計上し、児童福祉費では杉の子会等の放課後クラブの給付費の追加や保育所での物価高騰による給食賄い材料費の追加、また21目では久徳うぐいすこども園の建設により損傷した道路舗装の修繕工事費をお願いするなど民生費総額では3,909万5,000円の追加計上を行っております。

20款衛生費では、令和4年度のコロナワクチン接種費用の国庫金の返還金などで2

72万7,000円を計上しております。

25款の農林水産業費のところでは、10項の林業費におきまして、高取山ふれあい公園の宿泊施設の消防点検で指摘を受けた施設の改修費でありまして、バンガロー間を連動させる火災報知器や防火カーテン等の設備改善費とシカの駆除費103頭分の追加など合わせて642万7,000円をお願いするものでございます。

30款商工費では、住宅リフォーム事業の補助金4件分の追加計上であります。

22ページ、35款の土木費では、県営事業道路改良は6か所、急傾斜地4か所の負担金の調整と除雪対策費の追加、また町道の改良事業につきましましては、町道2路線の改良事業費を内示額に合わせて減額措置や敏満寺富之尾線の道路ライン引きの交通安全対策工事費の追加などで、結果、総額として1,424万円の減額となりました。

40款消防費は公益財団法人日本消防協会より防災、災害活動用の車両の贈呈に伴う登録諸費用の計上でございます。

45款の教育費のところでは、物価高騰による電気料金や給食食材費の追加と小学校費のところでは令和6年度対応の教科書改訂に伴う教師用図書を購入費を計上し、また、中学校費では調理実習室のエアコンの更新事業費をお願いしております。

次のページ、社会教育費では中央公民館の電気料金や中学校部活動の地域移行化の検討協議会の創設と運営事業費を計上し、教育費総額としましては1,461万円の追加補正でございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議をお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

山口議員。

○10番（山口久男君） 今、副町長の方から説明を頂きました。予算特別委員会で十分審査をされる予定でありますけれども、あらかじめ聞きたいと思います。

1点、債務負担行為です。追加で1億2,983万6,000円の範囲内、ページ数は11ページです。委託料総額を1億2,983万6,000円の範囲内で負担をするということであります。その内訳について、この数字がどのような根拠で出されたのかが1点と、そしてあと、先ほどの説明では人件費あるいは食材費ですか、を中心に民間委託するんだというお話がありました。園児のことですので、栄養のバランスとか、やはり食育に関することですので、その点やはりしっかりと、民間委託することについては仕方ないかなと思いますけれども、その辺の食の安全性の問題とかも含めて、しっかりと担保される契約をされるのが必要だと思いますけれども、その点についての考え方を聞いておきたいと思います。詳しくはまた予算特別委員会で皆さんから質問があろうかと思っておりますけれども、本会議ですので、あらかじめ質問させていただきたいと思っております。

2点、お願いします。

○議長（松居亘君） 谷川教育総務課長。

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 今ほどのご質問の件についてお答え申し上げます。まず、

1点目でございますが、経費の内訳、こちらの方に持ち合わせておりませんので、できましたら予算特別委員会の方できちっとご説明申し上げさせていただければというふうに思います。

2点目の食の安全に関する担保につきましては、当然私どもといたしましても、その辺は重要視すべきことであるというふうに認識しております。ですから、価格だけではなく、いかに安全を担保して、継続して安定した給食提供ができるかというところにきちっと焦点を当てて業者選定してまいりたいと考えております。そういうのは、プロポーザル方式で業者選定を行う上で、そういう中身についてきちっと把握をして決定していきたいと思っております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（松居亘君） ほかに質問ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第110号については、議長を除く11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第110号は、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。暫時休憩します。

この間に、予算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。

再開は議場の時計で10時45分といたします。

（午前10時29分 休憩）

（午前10時44分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、予算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

委員長に10番、山口久男議員、副委員長に9番、川添武史議員が選出されました。

なお、予算特別委員会は、別紙の日程表により審査いただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

○議長（松居亘君） 日程第11 「議案第111号 令和5年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第111号 令和5年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、ご説明申し上げます。

議案書の25ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条のとおり、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ483万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億9,545万1,000円とするものでございます。

今回の主な補正理由としましては、介護給付費について、当初見込みから不足が見込まれるサービスが出てきたこと、また、介護保険システム改修についての費用が必要になったため、所要の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書により、30ページの歳入からご説明をさせていただきます。

15款国庫支出金5項5目介護給付費負担金は、今回増額補正する介護給付費等の合計375万円のうち、国の負担分20%に相当する75万円を追加。

10項国庫補助金5目調整交付金は、同じく増額補正分の介護給付費に対する補助率5.1%の19万円を追加。

20目介護保険事業補助金につきましては、令和6年4月からの介護保険制度改正に対応するためのシステム改修が必要となり、108万5,000円の改修費につき、補助率2分の1の54万2,000円を追加し、受け入れます。

20款支払基金交付金の5目介護給付費交付金は、第2号被保険者負担分として支払基金より交付されるもので、増額分の介護給付費の27%相当分、101万2,000円を追加するものです。

25款県支出金の5目介護給付費県負担金につきましては、県負担分12.5%に相当する47万7,000円を追加、31ページの30款繰入金5目介護給付費繰入金は、町負担分12.5%に相当する46万7,000円を、10目その他一般会計繰入金は、システム改修費の町負担分の54万3,000円を事務費繰入金として繰入れするものでございます。

次に、45款繰越金は、前年度の繰越金から86万4,000円を介護給付費の不足分に充当するものでございます。

続きまして、32ページの歳出についてご説明をさせていただきます。

5 款総務費 5 目一般管理費につきましては、令和 6 年 4 月からの制度改正、主に介護保険料や介護報酬改定等に対応するためのシステム改修が必要となりますので、システム改修委託料として 1 0 8 万 5 , 0 0 0 円の増額補正をお願いします。

1 0 款介護給付費 5 項介護サービス等諸費 3 5 目居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護サービスを利用するために、介護支援専門員がケアプランを作成する費用でございますが、居宅サービスの利用者が令和 4 年 1 0 月末時点と比較し令和 5 年度は月平均 1 0 件余り多くなっており、当初の見込みより増額しているため 2 1 0 万円の増額を、次に、7 項介護予防サービス等諸費、5 目介護予防サービス給付費につきましては、要支援認定を受けている方が利用する福祉用具のレンタルやデイケアなどの介護予防サービスの給付費であり、前年度の利用件数から月平均 5 件増加しており 1 4 0 万円の増額をお願いするものです。

2 5 目介護予防福祉用具購入費につきましては、要支援認定を受けた方が福祉用具を購入した場合の費用について、今後不足すると見込まれますので 1 0 万円の増額を、3 5 目介護予防サービス計画給付費も同様、前年度より月平均 5 件余り利用者が増加しており、1 5 万円の増額となり、介護予防サービス等諸費合計で 1 6 5 万円の増額をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第 1 1 1 号 令和 5 年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第 1 1 1 号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第 1 2 「議案第 1 1 2 号 令和 5 年度多賀町育英事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 「議案第112号 令和5年度多賀町育英事業特別会計補正予算（第1号）について」、ご説明申し上げます。

議案書33ページをお願いします。

今回お願いします補正は、多賀町育英基金の資産運用を行うに当たり、保有する一部の有価証券について売買が必要となったため補正するものでございます。

第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ231万円を追加し、結果、歳入歳出それぞれ701万5,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

議案書38ページ、歳入についてでございますが、5款10項15目有価証券売却収入は、本年4月に寄付者から株式の寄付を受けましたが、一部の株式において公開買い付け、いわゆるTOBが開始され、売却費231万円を受け入れるための追加するものでございます。

次に、議案書39ページ、歳出についてご説明申し上げます。

5款5項5目一般管理費は、有価証券購入費として231万円を追加するものでございます。これはTOBの売却費で新たな株式を得るための費用としまして、歳入と同額を計上するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第112号 令和5年度多賀町育英事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第13 「議案第113号 令和5年度多賀町水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第113号 令和5年度多賀町水道事業会計補正

予算（第3号）について」、ご説明を申し上げます。

議案書41ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、中川原水源池に設置しております取水ポンプが故障しており、水道施設保守点検業者がポンプの状態を調査いたしましたところ、ポンプの固着によりモーターが焼けついており、修繕することが困難であることを確認いたしましたので、ポンプの更新工事を実施したく、予算の補正をお願いするものでございます。

第2条記載の資本的支出の補正につきまして、第1款1項建設改良費を400万円増の1億3,328万5,000円とし、資本的支出総額を2億5,038万4,000円とするもので、資本的支出に対する不足額1億8,038万4,000円は、消費税および地方消費税資本的収支調整額ならびに損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

それでは、補正予算説明書にてご説明を申し上げます。議案書43ページをお願いいたします。

資本的支出では、第1款1項1目水道改良費において、冒頭にご説明いたしました中川原水源池取水ポンプ更新工事に係る工事請負費の不足額といたしまして、400万円増の1億3,328万5,000円とするものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第113号 令和5年度多賀町水道事業会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第14 「議案第114号 令和5年度多賀町下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第114号 令和5年度多賀町下水道事業会計補

正予算（第1号）について」、ご説明を申し上げます。

議案書の45ページをお願いいたします。

今回お願いする補正予算は、大字多賀ならびに中川原地先におきまして、新たな下水道事業に対応するため実施する下水道管渠整備工事と、藤瀬地区雨水排水整備事業におきましては、工事实施への調整がまとまったため、早急に工事施工を行いたく、予算の補正をお願いするものでございます。

第2条記載の資本的収入および支出の補正につきまして、収入の第1款1項企業債では、第3条記載のとおり、下水道事業債の限度額の補正といたしまして160万円増の8,850万円とし、3項補助金では160万円増の1,003万7,000円とするもので、資本的収入総額を1億5,106万6,000円といたします。

支出の第1款1項建設改良費では、320万円増の3,947万1,000円とするもので資本的支出総額を2億6,775万2,000円といたします。

それでは、補正予算説明書にてご説明を申し上げます。議案書48ページをお願いいたします。

資本的収入では、第1款1項1目企業債におきまして、下水道事業債を160万円増の8,850万円とし、3項1目補助金では、社会資本整備総合交付金としまして、事業費増額分の2分の1相当額となる160万円を増額し、1,003万7,000円とするものでございます。

議案書49ページをお願いいたします。

資本的支出では、第1款1項2目環境整備事業におきまして、冒頭にご説明いたしました下水道管渠整備工事ならびに藤瀬地区雨水排水整備工事に係る工事請負費といたしまして、当初予算に対する入札差金等の執行残額を差し引いた不足額の320万円を増額いたしまして1,997万5,000円とするものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第114号 令和5年度多賀町下水道事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第114号は原案のとおり可決

されました。

○議長（松居亘君） 日程第15 「発議第2号 多賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員より、議案の朗読を行います。

（朗 読）

○議長（松居亘君） 本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

11番、大橋富造議員。

〔11番議員 大橋富造君 登壇〕

○11番（大橋富造君） 趣旨の説明を行います。川添議員、富永議員、竹内議員の賛成を頂き、近藤議員とともに本日議会に提出しております「発議第2号 多賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について」の提案の趣旨を説明いたします。

令和4年9月議会において、多賀町議会の議員の定数を定める条例が一部改正され、次の多賀町議会議員選挙から議員定数が10名に削減されることに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、多賀町議会委員会条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものです。

改正の概要につきましては、議員定数が削減することに伴い、総務常任委員会および産業建設常任委員会ならびに資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の委員定数をそれぞれ1名減じ、5名とすることにし、付則として、令和6年4月1日から施行するとしています。

議員各位におかれましては、趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明を終わります。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「発議第2号 多賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第16 「発議第3号 多賀町議会会議規則の一部を改正する

規則について」を議題とします。

職員より、議案の朗読を行います。

(朗 読)

○議長（松居亘君） 本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

11番、大橋富造議員。

〔11番議員 大橋富造君 登壇〕

○11番（大橋富造君） 引き続きまして、川添議員、富永議員、竹内議員の賛成を頂き、近藤議員とともに本日議会に提出しております「発議第3号 多賀町議会会議規則の一部を改正する規則について」、提案の趣旨をご説明いたします。

先ほど説明いたしました提案理由と同様に、議員定数が10名に削減されることに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、「多賀町議会会議規則の一部を改正する規則について」、議会の議決を求めるものです。

本規則の改正の概要につきましては、議長に対する異議の申立てにより会議に諮ること等を認められる議員の人数について「5人」以上から「4人」以上に改めることとし、付則として、令和6年4月1日から施行するとしています。

議員各位におかれましては、趣旨にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げ、提案の趣旨説明を終わります。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「発議第3号 多賀町議会会議規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第17 「発議第4号 多賀町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提出者の趣旨説明を求めます。

10番、山口久男議員。

〔10番議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） 「発議第4号 多賀町議会議員の請負の状況の公表に関する条

例の制定について」、提案の趣旨説明をいたします。賛成議員は、大橋富造議員です。

お手元に配布しました条例案をご覧ください。

近年の地方議会議員選挙においては、全国的に投票率の低下や無投票当選の増加傾向が強まっており、議員の成り手不足が喫緊の課題となっております。その課題の解決に向けた1つの方策として、令和4年12月10日に成立した地方自治法の一部を改正する法律により、議会の議員に係る請負に関する規則の明確化および緩和がなされることとなりました。これは、地方自治法第92条の2で定める兼業禁止または請負禁止に関することであります。改正法案の国会における審議の過程においては、附帯決議がなされ、政府は議員の職務執行の公正、適性を損なうこととならないよう、改正の趣旨の徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応については、必要に応じて適切な助言を行うこととされました。

また、総務大臣通知では、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し、請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払いを受けた金銭の総額や請負の概要など、一定の事項を議長に報告し、その内容は議長が公表することとするなど、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を行うことが適当であるとの助言が発出されております。よって、ここに多賀町議会議員の請負の状況の公表について、必要な事項を条例で定めようとするものであります。

それでは、本条例案の要点をご説明いたします。

第1条は、本条例の目的規定でありまして、請負の状況を公表すること等により、その透明性を確保し、議会運営の公正および事務の執行の適正を図ることとしております。第2条第1項においては、期間を定め、毎年、所定の事項を報告するよう義務づけております。第3条では、一覧の作成と公表を、また、第4条では報告書類の保存期間を定め、閲覧等による公開により、議員個人の請負状況の透明性を確保しようとするものです。

なお、附則におきましては、施行期日を公布の日とし、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するとしております。

議員各位におかれましては、趣旨にご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「発議第4号 多賀町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」は、

原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日からの日程につきましては、別紙の会期日程表のとおり進めていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

なお、再開は12月5日午前9時30分とし、一般質問を行います。

長時間にわたってご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日はこれで散会いたします。

（午前11時18分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松 居 亘

多賀町議会議員 大 橋 富 造

多賀町議会議員 山 口 久 男